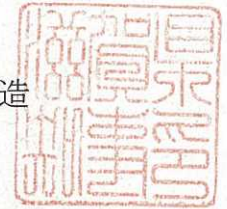


滋 鳥 獣 第 9 5 号
令和 3 年 (2021 年) 6 月 4 日

滋賀県環境審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき標記の計画を策定したいと考えますので、同条第 3 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の策定について

自然環境保全課鳥獣対策室

1. 計画の概要

農山林部を中心にイノシシによる農林業被害が増大し、農産物等に深刻な影響を及ぼしている。このため、農林被害を引き起こすイノシシに関して、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施し、適切な施策によって棲み分けを行うことを基本的な方向性とする。

【第二種特定鳥獣管理計画】

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

2. これまでの経過

第1次特定計画期間	平成24年11月15日 ～ 平成27年5月28日
法改正後特定計画期間	平成27年5月29日 ～ 平成29年3月31日
現行計画（第2次）	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日
次期計画期間（5年間）	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

3. 計画策定スケジュール（予定）

時期	概要
令和3年6月	環境審議会への諮問
令和3年7月	第1回イノシシ特定計画検討会
令和3年9月	特定鳥獣管理計画関係者検討会（市町、自然保護団体等）
令和3年9月	第2回イノシシ特定計画検討会
令和3年9月	第1回自然環境部会（素案について）
令和3年10月	関係機関協議（市町向け）
令和3年11月	第2回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
令和3年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会、関係機関協議（近隣府県向け）
令和4年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、庁議および関係課に随時説明。

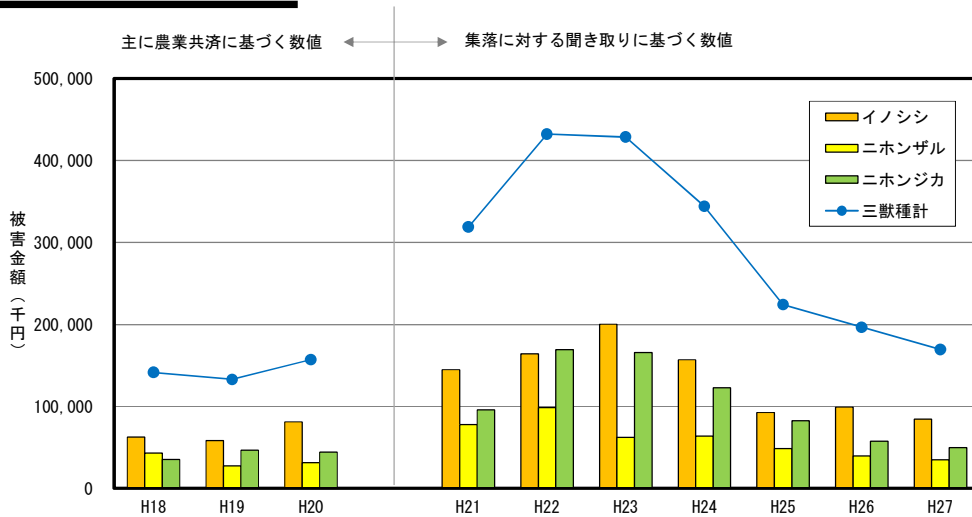
滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）の概要

現 状

分布状況等

- 分布状況
 - ・市街地を除くイノシシの分布可能な地域にはほぼ全て分布。
- 生息環境
 - ・現在のイノシシの生息地は、主として森林やその周辺の耕作放棄地、放置竹林等であるが、行動域が変化しており、イノシシの分布は拡大しつつあると考えられる。
- 生息状況
 - ・生息密度指標の傾向等から、個体数は横ばい傾向であると考えられる。
- 被害状況
 - ・イノシシによる農林業被害は減少しているが、主な野生獣の中でも高い状況にある。
 - ・作物別に見ると、水稻の被害が最も多い。（被害金額 95%）
 - ・農林業被害に止まらず、人身被害を引き起こしたり生活環境被害を引き起こしたりしている。
- 捕獲の状況
 - ・平成 27 年度 約 4,228 頭（有害鳥獣捕獲 約 2,752 頭 狩猟捕獲 約 1,476 頭）
 - ・有害鳥獣捕獲の割合が増加している。

主な野生獣による農作物被害金額



第1次計画による目標の達成状況

- ・第1次計画では、農作物被害面積および農作物被害金額を平成22年度比で35%減少させるとしていた。以下のとおり、いずれも目標を達成することができた。

	平成22年度	平成27年度	減少率
農作物被害面積	366ha	117ha	68.0%
農作物被害金額	164,178千円	84,749千円	48.4%

計画期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

管理の目標

◇長期的目標

農作物被害面積および農作物被害金額を減少させ、人とイノシシの軋轢を緩和する。

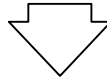
計画のポイント

1 施策の基本的な考え方

イノシシは農林業被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可能な動物である。そのため、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施することにより、できるだけ速やかに農作物被害面積および農作物被害金額を平成27年度より30%減少させる。(目標達成後も農作物被害面積および農作物被害金額のさらなる減少を目指す。)

個体数管理

- ・目撃効率や捕獲効率の傾向や、環境省の公表結果などから、これまで増加傾向にあったイノシシの個体数は概ね横ばいの傾向へと変化してきているものと推測され、今後減少させるためには、捕獲数の維持・増加が必要であると考えられる。



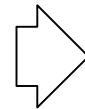
- ・イノシシの生息動向を総合的に判断し、個体数が増加する傾向が認められた場合は捕獲圧を高めるなど、科学的知見に基づいて個体数管理の方向性を修正する「順応的管理」を行う。
- ・農地や集落に被害をもたらす加害個体や被害防除対策での被害軽減が難しい集落等において重点的に有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・県内全域で狩猟の開始日を前倒しする。【狩猟期間：11月1日から3月15日まで】

【第1次計画】

11月15日～3月15日

〔ニホンジカ・イノシシ以外の獣種〕

11月15日～2月15日



【第2次計画】

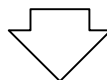
11月1日～3月15日

〔ニホンジカ・イノシシ以外の獣種〕

11月15日～2月15日

被害防除対策

- ・防護柵の整備を進めるとともに、設置の効果を最大限発揮できるよう、柵周辺の刈り払いや破損箇所の点検などを行う。
- ・集落、農地および農地周辺がイノシシにとって魅力のない場所となるよう、イノシシの餌資源となるものを極力排除する。
- ・耕作放棄地や放置竹林を適正に管理し、身を隠すことのできるやぶについては適期に刈り払いを実施する。



- ・柵の維持管理を含め集落環境点検などの手法を活用しながら、地域が主体となり、集落や地域ぐるみで被害防除対策を進める。

生息環境管理

- ・人工林については、循環利用を目指す森林と多面的機能の持続的発揮を目指す森林に区分し、特に手入れが進まない人工林については、環境林の整備も行う。
- ・天然林については、生物多様性の保全に配慮した森林づくりとして、松食い虫被害林や放置された里山林を中心に、地域の特性に応じた整備を行う。